す る。

東 京

都

令 和 兀 年 六

月 二 十 三 日

都 北 区 長

東 京

Ш 與

花

惣 太

北 区 公 共 \mathcal{O} 場 所 に お け る 客 引 き 行 為 等 \mathcal{O} 防 止 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 を 公 布

東 京 都 北 区 規 則 第 五. + 八

号

東 京 都 北 区 公 共 \mathcal{O} 場 所 に お け る 客 引 き 行 為 等 \mathcal{O} 防 止 に 関 す る 条 例 施 行 規 則

趣 旨

第 条 例 条 令 $\sum_{}$ 和 \mathcal{O} 兀 規 年 則 六 は 東 東 京 京 都 都 北 北 区 区 条 公 例 共 第 \mathcal{O} 場 + 所 に 号 お 0 け 以 る 下 客 引 \neg き 条 例 行 為 等 7 \mathcal{O} 防 止 に 関 \mathcal{O} 施 す

と

う

行

る

に 9 1 7 必 要 な 事 項 を 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} と す る

月

用 語

第 条 ک \mathcal{O} 規 則 で 使 用 す る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は 条 例 で 使 用 す る 用 語 \mathcal{O} 例 に ょ

る

客 引 き 行 為 等 防 止 特 定 地 区 \mathcal{O} 指 定 等 に 係 る 告 示

条 条 例 第 九 条 第 <u>-</u> 項 \mathcal{O} 規 則 で 定 \Diamond る 事 項 は 次 に 掲 げ る 事 項 と す る

第

指 定 L た 客 引 き 行 為 等 防 止 特 定 地 区 $\overline{}$ 以 下 — 特 定 地 区 _ لح 1 う \mathcal{O} 名 称

指 定 \mathcal{O} 効 力 が 生 ず る 日

条 例 第 九 条 第 兀 項 に お 1 て 準 用 す る 同 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 告 示 す る 事 項 は

次 に 掲 げ る 事 項 لح す る

2

区 区 域 域 \mathcal{O} を 変 変 更 更 又 し は 指 又 定 は \mathcal{O} 指 解 定 除 を 解 \mathcal{O} 除 効 力 す が る 生 特 定 地 区 \mathcal{O} 名 称

ず

る

日

客 引 き 行 為 等 防 止 推 進 員

第 兀 条 条 例 第 + 条 第 項 に 規 定 す る 客 引 き 行 為 等 防 止 推 進 員 以 下 推 進 員

لح

1 う 0 は 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 1 ず れ に t 該 当 L か 0 区 長 が 適 任 と 認 8 る 者 لح す る

区 内 に 居 住 L 在 勤 L 又 は 在 学 す る 者

地 域 活 動 寸 体 カン 5 推 薦 を 受 け た 者

2 推 進 員 \mathcal{O} 指 定 期 間 は 年 以 内 لح L 再 任 を 妨 げ な 1

り 行 う

3

推

進

員

は

特

定

地

区

に

お

1

て

条

例

第

+

条

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る

指

導

を

口

頭

に

ょ

4 推 進 員 は 指 導 を 行 う に 当 た 0 7 は 北 区 客 引 き 行 為 等 防 止 推 進 員 証 别 記 第

뭉 様 式 を 携 帯 L 関 係 人 \mathcal{O} 請 求 が あ る لح き は れ を 提 示 L な け れ ば な 5 な

推 進 員 \mathcal{O} 任 期 が 満 了 L た と き

5

推

進

員

は

次

 \mathcal{O}

各

号

 \mathcal{O}

1

ず

れ

カン

に

該

当

す

る

ک

لح

لح

な

0 た

لح

き

は

遅

滞

な

<

北

1

区

客

引

き

行

為

等

防

止

推

進

員

証

を

区

長

に

返

納

L

な

け

れ

ば

な

5

な

7

推 進 員 \mathcal{O} 指 定 を 解 除 さ n た لح き

三 推 進 員 を 辞 退 L た لح き

6 X 長 は 推 進 員 が 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 11 ず れ カン に 該 当 す る 12 至 0 た لح き は 指 定 を 解 除

す る لح が で き る

と き 心 身 \mathcal{O} 故 障 \mathcal{O} た \Diamond 推 進 員 لح L 7 \mathcal{O} 活 動 に 支 障 が あ り 又 は ۲ n に 堪 え

な

1

推 進 員 لح し 7 \mathcal{O} 信 用 を 失 墜 さ せ 活 動 に 著 L < 支 障 を き た L た لح き

研修を実施するものとする。

7

区

長

は

推

進

員

に

対

L

必

要

な

知

識

及

75

技

能

 \mathcal{O}

向

上

を

図

る

た

 \Diamond

必

要

に

応

じて

(客引き行為等防止指導員)

第 五. 条 条 例 第 + 条 第 _ 項 12 規 定 す る 客 引 き 行 為 等 防 止 指 導 員 以 下 指 導 員 と

とする。

1

う

は

区

長

が

委

託

す

る

客

引

き

行

為

等

 \mathcal{O}

防

止

を

目

的

と

す

る

業

務

に

従

事

す

る

者

3

2 指 導 員 は 条 例 第 + 条 第 __ 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 指 導 を П 頭 に ょ り 行 う

指 導 員 は 指 導 を 行 う に 当 た 0 7 は 北 区 客 引 き 行 為 等 防 止 指 導 員 証 別 記 第

号 様 式 を 携 帯 L 関 係 人 \mathcal{O} 請 求 が あ る と き は $\overset{\succ}{\smile}$ れ を 提 示 L な け れ ば な 5 な

ر *ر* ه

(指導)

第 六 条 条 例 第 十 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 指 導 前 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 指 導 を 除 < 0

は \Box 頭 又 は 指 導 書 别 記 第 三 号 様 式 $\overline{}$ 及 U 指 導 書 交 付 控 $\overline{}$ 別 記 第 兀 号 様 式 を

作 成 L 指 獐 書 交 付 控 に 当 該 指 獐 \mathcal{O} 相 手 方 \mathcal{O} 署 名 を 求 \Diamond た 上 で 指 漬 書 を 相 手

方

に

交

付

す

る

ک

と

に

ょ

ŋ

行

う

(警告)

第 七 条 条 例 第 + 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 警 告 は ` 警 告 書 别 記 第 五. 号 様 式 $\overline{}$ 及 び 警

告

書

交 付 控 别 記 第 六 号 様 式 $\overline{}$ を 作 成 L 警 告 書 交 付 控 に 当 該 警 告 \mathcal{O} 相 手 方 \mathcal{O} 署 名

を

求 \Diamond た 上 で 警 告 書 を 相 手 方 に 交 付 す る لح に ょ 1) 行 う

(勧告)

第 交 八 付 条 控 条 別 例 記 第 + 第 八 뭉 条 様 \mathcal{O} 式 規 $\overline{}$ 定 を に 作 ょ 成 る L 勧 告 勧 は 告 書 勧 交 告 付 書 控 に 别 当 記 該 第 勧 七 告 号 \mathcal{O} 様 相 式 $\overline{}$ 手 方 及 \mathcal{O} U 署 勧 名 告 を 書

求 \Diamond た 上 で 勧 告 書 を 相 手 方 に 交 付 す る لح に ょ n 行 う

(違反行為の撮影)

第 九 条 区 長 は 条 例 第 + 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 指 獐 条 例 第 + __ 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ

警 告 又 は 条 例 第 + 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 勧 告 を 行 う に 当 た 0 7 は 当 該 違 反 行 為 を ピ

デ 才 力 メ ラ そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 機 器 を 用 1 7 撮 影 す る ک と が で き る

(公表事項等)

第 + 条 条 例 第 + 兀 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 公 表 以 下 公 表 _ لح 1 う は 次 に

掲 げ る 事 項 を 北 区 役 所 門 前 掲 示 板 \sim \mathcal{O} 掲 示 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 方 法 に ょ ŋ 行 う t \mathcal{O} と す る

公 表 を 開 始 す る 日 及 U 公 表 す る 期 間

勧 告 を 受 け た 者 \mathcal{O} 氏 名 及 び 住 所 法 人 12 あ 0 7 は そ \mathcal{O} 名 称 所 在 地 及 び 代

表者の氏名)

 \equiv 違 反 行 為 に 関 連 す る 営 業 所 名 及 び 当 該 営 業 所 \mathcal{O} 所 在

地

違 反 行 為 \mathcal{O} 内 容 及 び 正 当 な 理 由 な < 勧 告 に 従 わ な カン 0 た 旨

兀

る

五. 前 各 号 12 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 区 長 が 特 12 必 要 が あ る لح 認 8 た 事 項

意 見 陳 述 \mathcal{O} 機 会 \mathcal{O} 付 与

第 + 条 区 長 は 条 例 第 + 兀 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 意 見 \mathcal{O} 聴 取 を 行 う と き は

該 聴 取 を さ れ る ベ き 者 に 対 L 次 項 に 規 定 す る 意 見 陳 号 述 ま 式 で 12 相 当 \mathcal{O} 期 間 を お 1

 \mathcal{O} لح す る 7

次

に

掲

げ

る

事

項

を

記

載

L

た

公

表

涌

知

書

別

記

第

九

様

 $\overline{}$

に

ょ

ŋ

通

知

す

る

ŧ

当

公 表 L ょ う と す る 事 項

公 表 \mathcal{O} 根 拠 لح な る 条 例 \mathcal{O} 条 項

三 公 表 \mathcal{O} 原 因 لح な る 事 実

2

は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 通 知 を 受 け た 者 は 公 表 n ょ

さ

う

と

す

る

事

項

に

0

き

書

面

又

П 頭 に ょ ŋ 意 見 を 述 ベ る と が で き る

3

X

旨

を

記 長 載 は L た 前 意 項 見 \mathcal{O} 陳 規 述 定 聴 に 取 ょ 書 る П 别 頭 記 \mathcal{O} 第 意 十 見 号 が 様 述 式 ベ 5 を n 作 た と 成 す き る は

\$

 \mathcal{O}

と

す

る

+

そ

 \mathcal{O}

者

 \mathcal{O}

陳

述

 \mathcal{O}

要

店 舗 場 所 \mathcal{O} 提 供 者 \sim \mathcal{O} 通 知

第 + 条 条 例 第 + 五. 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 通 知 は 店 舗 場 所 提 供 者 通 知 書 别 記 第

号 様 式 に ょ ŋ 行 う ŧ \mathcal{O} لح す る

過 料

第 + \equiv 条 区 長 は 条 例 第 + 九 条 又 は 第 + 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ ŋ 過 料 を 科 そ う と す

る

لح

区 対 き 長 L は ` は 告 あ 告 5 知 知 か ľ • 弁 弁 \Diamond 明 明 告 書 書 知 交 別 し 付 記 控 弁 第 十 明 别 \mathcal{O} 記 号 機 第 会 様 十 式 を 三 付 号 与 に 様 す ょ 式 る ŋ ŧ に 当 \mathcal{O} 告 لح 該 す 過 知 • る 料 を 弁 明 科 書 \mathcal{O} さ を 場 n 受 合 る 領 に ベ お L き た 1 者 旨 7 に

 \mathcal{O}

署

名

を

求

 \Diamond

る

ŧ

 \mathcal{O}

と

す

る

0

2 に 当 知 該 過 書 区 料 過 長 别 処 料 は 記 分 を 通 科 第 前 知 さ + 項 書 れ 兀 \mathcal{O} を る 号 規 受 ベ 様 定 領 式 に き L 者 ょ た に を る 旨 対 交 手 \mathcal{O} 付 続 L 署 す \mathcal{O} 名 る 後 過 を 料 に ŧ 求 処 お \mathcal{O} \Diamond 分 لح 1 通 る す 7 過 ŧ 知 る 0 書 料 \mathcal{O} を لح 交 す 付 科 \mathcal{O} る 控 場 す 合 る $\overline{}$ 别 に لح 記 お き 第 1 は + 7 五 過 号 区 料 様 長 処 式 は 分 通

3 旨 知 書 \mathcal{O} 前 署 項 \mathcal{O} 受 名 後 を 領 段 求 が \mathcal{O} 8 確 規 認 る 定 ح に で لح き カン を る カン 省 場 わ 略 合 5 ず す は る 過 X と 料 長 が 通 は で 知 き 書 郵 交 る 送 付 そ 控 \mathcal{O} に 他 過 \mathcal{O} 料 手 処 段 12 分 通 ょ 知 ŋ 書 を 過 受 料 領 処 L 分 た 通

(委任)

第 + 兀 条 $\sum_{}$ \mathcal{O} 規 則 に 定 8 る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か ` ک \mathcal{O} 規 則 \mathcal{O} 施 行 に 関 L 必 要 な 事 項 は 区

長が別に定める。

付 則

 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 規 は 則 は 同 年 + 令 月 和 兀 年 日 カン 七 5 月 施 _ 行 日 す か 6 る 施 行 す る 0 た だ L 第 六 条 か 5 第 + 三 条 ま

で

(表)

北区客引き行為等防止推進員証

氏名

(顔写真)



指定期間 年 月 日まで

上記の者は、北区客引き行為等防止推進員であることを証明 する。

年 月 日発行

東京都北区長

印

(裏)

注意事項

- 1 北区客引き行為等防止推進員(以下「推進員」という。) は、その職務に当たり本証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 推進員は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の 防止に関する条例に規定された、特定地区においてその職務 に当たるものとする。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 推進員は指定を解除されたときは、遅滞なく本証を返納しなければならない。

(表)

北区客引き行為等防止指導員証

氏名

(顔写真)

No.



上記の者は、北区客引き行為等防止指導員であることを証明する。

年 月 日発行

東京都北区長

印

(裏)

注意事項

- 1 北区客引き行為等防止指導員(以下「指導員」という。) は、その職務に当たり本証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 指導員は、区内全域においてその職務に当たるものとする。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。

指 導 書

住	所(所 在 5	地)								
氏	名(法人。	名)								様
生	年	月	日			年	月	E] (歳)	
違反	行為に関	係するに	店舗名								
違力	反 行 為	の内)容	東京都	第7条第 第7条第	第1項 第2項	(客引き行 (客引き行	テ為等を テ為等を	した) させた)	防止に関	
違	反	日	時			年	月	日	時	分頃	
違	反	場	所	北区							

あなたは、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に違反する上記の行為をしているため、直ちに当該違反行為を中止するよう、同条例第10 条第1項の規定に基づき指導します。

東京都北区長

留意事項

- 1 本指導後にあなたが更に違反行為を行った場合は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第11条の規定に基づく警告の対象となります。
- 2 1の警告に従わず、更に違反行為を行った場合は、同条例第 12 条の規定に基づく勧告の対象となります。
- 3 2の勧告に従わず、更に違反行為を行った場合は、同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく公表 並びに同条例第 19 条第 1 号及び第 20 条の規定に基づく過料の対象となります。
- 4 本指導に関し、必要があると認めた場合には、同条例第 13 条第1項の規定に基づき、あなたに対し報告を求める場合があります。
- 5 4の求めに対し、必要な報告をしなかった場合及び虚偽の報告をした場合には、同条例第 19 条第2号の規定に基づく過料の対象となります。
- 6 あなたが雇用され、業務として上記違反行為を行った場合は、当該雇用者に対し、本指導を受けたことを必ず知らせてください。

年 月 日

指導書交付控

住 所 (所在地)						
氏 名 (法人名)						様
生 年 月 日	1		年	月	日 (歳)
違反行為に関係する店舗な	名					
違反行為の内容	条值	例 □ 第7条第 □ 第7条第	1 項(2 項(客引き行為。 客引き行為	等をした) 等をさせた	学の防止に関する た) に営業をした)
違 反 日 甲	寺		年	月 F	目	5 分頃
違反場	斤北	上区				
私は、東京都北区公主 上記の規定に違反し、i 今後は、違反行為を行	直ちに	当該違反行為				
違反者署名						
備考欄						

警告 書

住	所(所在均	也)								
氏	名 (法人。	名)								様
生	年	月	日			年	月	ļ	∃ (歳)	
違反	行為に関	係する店	F舗名								
違力		多の内	容	条例	第7条第 第7条第 第7条第 第8条第	第1項 第2項	(客引き (客引き	テ為等を テ為等を	した) させた)		
違	反	月	時			年	月	日	時	分頃	
違	反	場	所	北区							

あなたは、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第10 条第1項の規定に基づく指導を受けたにもかかわらず、上記日時及び場所において依 然として違反行為を行っているので、直ちに当該違反行為を中止するよう、同条例第 11条の規定に基づき警告します。

東京都北区長

印

留意事項

- 1 本警告後にあなたが更に違反行為を行った場合は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第12条の規定に基づく勧告の対象となります。
- 2 1の勧告に従わず、更に違反行為を行った場合は、同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく公表 並びに同条例第 19 条第 1 号及び第 20 条の規定に基づく過料の対象となります。
- 3 本警告に関し、必要があると認めた場合には、同条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、あなたに対し報告を求める場合があります。
- 4 3の求めに対し、必要な報告をしなかった場合及び虚偽の報告をした場合には、同条例第 19 条第2号の規定に基づく過料の対象となります。
- 5 あなたが雇用され、業務として上記違反行為を行った場合は、当該雇用者に対し、本指導を受けたことを必ず知らせてください。

年 月 日

警告書交付控

住	所	(]	折 在	地)											
氏	名	(}	去 人	名)											様
生	4	年	月	日				年		月		日	(歳)	
違原		に関	係する	店舗名											
違	反彳	亍 為	のゲ	可容	東京都条例□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	第7 第7	条第 条第	1項 2項	(客引 (客引	き行え き行え	為等を 為等を	しかされ	た) せた)	防止に	
違	<u>J</u>	豆	日	時				年	月		日		時	分頃	Į
違	ļ	豆	場	所	北区										
1項 行為 よう	質の規令を行き等告	に たった を受	基づく ため、 けまし	、指導を 同条例	を受ける 列第 11	ました	こが、	上記	日時	及び非	場所に	お	いて	依然と	10 条第 して違反 中止する
違反	Z 者署	名													
備考	斧欄														

勧告書

住	所	(戸	斤在	地)										
氏	名	(治	ら 人	名)										様
生	年	Ē.	月		日				年		月	日	(歳)	
違反	:行為に	こ関係	系する	店籍	浦名										
違,	反行	介 為	の	内	容	東京都 条例 □ □	第 7 第 7	条第条第	1項 2項	(客引 (客引	き行為	きい い等をし	、た) (せた)	の防止に 営業をし7	
違	Б	ζ.	日		時				年	月		日	時	分頃	
違	Б	Ž	場		所	北区					_				

あなたは、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の規定に違反したため、北区長は、 年 月 日 北 第 号の警告書により、同条例第 11 条の規定に基づき、あなたに対して警告を行いましたが、上記日時及び場所において依然として違反行為を行っているので、同条例第 12 条の規定に基づき直ちに当該違反行為を中止するよう、勧告します。

今後、正当な理由なくあなたがこの勧告に従わなかった場合は、同条例第 14 条 第1項の規定に基づき、あなたの氏名等を公表する場合があります。

また、あなたがこの勧告を受けた後、更に違反行為を行った場合は、同条例第 19 条第 1 号の規定に基づき過料(5 万円以下)に処するとともに、あなたが法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者で、当該法人又は人の業務に関して違反行為を行った場合は、当該法人又は人に対しても、同条例第 20 条の規定に基づき過料(5 万円以下)を科します。

東京都北区長

留意事項

あなたが雇用され、業務として上記違反行為を行った場合は、当該雇用者に対し、本勧告を受けたことを必ず知らせてください。

年 月 日

勧告書交付控

住	所	(戸	近 在	地)												
氏	名	(治	去人	名)												様
生	年		月	日				年		月		月	(厉	轰)	
違反	支行為 に	二関係	系する	店舗名												
違	反 行	為	の「	为 容	東京都条例□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	第 7 第 7	条第 条第	1項 2項	所にお (客引 (客引 (客引	き行っき行った。	為等を 為等を	こして	た) せた)			
違	反		日	時				年	月		日		時	j	分頃	
違	反		場	所	北区											
反り依然を	たたる 同条値 さとして た中止で	か、 列第 する	北区: 11 刻 反行: よう、	区公共の、共の、大学の、大学の、大学の、大学のを制定できる。	だに基づったた。 と受ける	年 ざく警 め、同 ました	E 学告を 司条例	月 ·受け	日まし	たが、	化 上言	第日	時及	号の び場	警告 所に	書によ おいて
違反	全 者署名	I														
備老	斧欄															

公 表 通 知 書

住 所(法人にあっては、所在地) 氏 名(法人にあっては、名称) 様

東京都北区長即

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

このことについて、同条第2項の規定に基づき、意見を述べる機会を与えますので、意見書(任意様式)又は口頭により意見を提出してください。

公表する事項	
公表の根拠となる 条 例 の 条 項	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

第10号様式(第11条関係)

			意	見	陳	述	聴	取	書	
	氏	名								
陳	生年月	月日								
述	住	所								
者	職	業								
	勧告を	受けた者	との関	係	本人	・代理	理人	(本)	人との関係)
記録者	所属					氏名	1			
立会者	所属					氏名	1			
				陳	述		内	容		

私の陳述内容は、以上のとおりで間違いありません。

氏名

店舗場所提供者通知書

住 所(法人にあっては、所在地) 氏 名(法人にあっては、名称) 様

東京都北区長即

あなたが(所有 管理)している次の(土地 建物)を店舗の場所として 使用している次の者が、客引き行為等防止特定地区において、

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

- □ 第7条第1項(客引き行為等をした)
- □ 第7条第2項(客引き行為等をさせた)
- □ 第8条第1項(客引き行為等を用いた営業をした)

の規定に違反したため、当該違反行為を中止するよう同条例第 12 条の規定に基づき 勧告を行いましたが、更に違反行為をしたため、同条例第 14 条第 1 項の規定に基づ き、その氏名等を公表しました。

つきましては、同条例第 15 条の規定に基づき、店舗場所提供者に対し、公表された違反行為に係る事実を通知します。

	の 場 彦れている				
	の 場 ip し て				
公 表	され	た	事	項	
問	合	せ		先	

告知 • 弁明書

住 所(法人にあっては、所在地) 氏 名(法人にあっては、名称)

様

東京都北区長

印

(あなた 次の違反者)が行った違反行為は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例(第19条第 号 第20条)の規定に基づく過料処分の対象となります。

よって、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違	Б	灵	者				
違	反	日	時				
違	反	場	所				
違	反	内	容				
弁明の	の機会の	の付与の)方式	弁明書の提出			
弁 明	書の) 提出	出先				
弁 明	書の	提出其	朝 限				
弁明	(下のと 引の内容]告知の	住別氏名	弁明書 f(法 <i>)</i> だ(法 <i>)</i> 認め、	を提出します。 人にあっては、所在地) 人にあっては、名称) 弁明することはありません。 す。	年	月	III
]弁明書	の提出	期限ま	でに、別の形式により弁明書を提出し	ます。		

- 備考 この弁明書以外の形式で弁明書を提出する場合は、次の事項を記載した書面により提出してください。
 - 1 提出する方の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び所在地)
 - 2 弁明に係る件名 (不利益処分の内容等)
 - 3 弁明の内容

印

告知·弁明書交付控

住 所(法人にあっては、所在地) 氏 名(法人にあっては、名称)

様

東京都北区長

_

(あなた 次の違反者)が行った違反行為は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例(第19条第 号 第20条)の規定に基づく過料処分の対象となります。

よって、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違	E	豆	者			
違	反	日	時			
違	反	場	所			
違	反	内	容			
弁明の	の機会の	の付与の)方式	弁明書の提出		
弁明	書の)提出	出先			
弁 明	書の	提出其	期 限			
		長宛		年	月	日
以	下のと	おり、	弁明書	を提出します。		
弁明	の内容	氏名		人にあっては、所在地) 人にあっては、名称)		
	,	とおり おり弁		弁明することはありません。 す。		
	弁明書	の提出	期限ま	でに、別の形式により弁明書を提出します。		

上記のとおり告知・弁明書の交付を受け、これを受領しました。

違反者署名			

印

過料処分通知書

住 所(法人にあっては、所在地) 氏 名(法人にあっては、名称)

様

東京都北区長

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例 (第19条 号第20条)の規定に基づき、次のとおり過料に処します。

よって、別に交付する納入通知書又はこの場で現金により納付してください。

過料	円
違反行為	
違反者	
処分事由	上記違反行為のため

不服申立て及び取消訴訟について

- 注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に、北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過する と審査請求をすることができなくなります。)。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、北区を被告として(訴訟において北区を代表する者は、北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

過料処分通知書交付控

住 所(法人にあっては、所在地) 氏 名(法人にあっては、名称)

私は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例 (第19条第 号 第20条)の規定に基づき、次のとおり過料処分の対象となり、 北区長から過料処分通知書を受領しました。

過料	· H	
違反行為	,	
違反者		
処分事由	上記違反行為のため	
被処分者署	·名	
備考欄		